

○ 教育研究指導等への協力を行う機関の職員の連合農学研究科
教員候補者推薦に関する申合せ

〔平成19年2月16日〕
連合農学研究科要項等第6号

教育研究指導等への協力を行う機関の職員を連合農学研究科教員候補者に推薦する手続きは当分の間、次のとおりとする。

1. 連合農学研究科長は、鳥取大学大学院連合農学研究科教員資格審査規則（以下「規則」という。）第4条に規定する候補者を推薦するための候補者推薦委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2. 委員会は、連合農学研究科代議委員会委員をもって組織する。
3. 委員会は、規則第5条に規定する資料（別紙様式第4号を除く。）を候補対象者から提出させて、規則第2条及び第3条に規定する資格について内部審査を行う。
4. 委員会に委員長を置き、連合農学研究科長をもって充てる。
5. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
6. 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
7. 委員会は、推薦の適否の判定を無記名投票により行い、「適」の票数が投票総数の4分の3以上の得票者を候補者とする。
8. 委員長は、前項の候補者が決定したときは、規則第4条に規定する候補者として連合農学研究科長に推薦する。

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。